ケアラーが通えるカフェ

介護者同士 気持ち共有の場に

みちくさ亭

ケアラー支援の条例づくりへの動きが各地で活発化する中で、改めて関心が高まる「ケアラーズカフェ」。NPO法人ケアラーネットみちくさが運営する「みちくさ亭」（千葉県柏市）は、様々なプログラムや専門職とのネットワークなどをもとに介護者らのサポートに取り組む。

「みちくさ亭」は民家を改装した常設のカフェ。布川佐登美理事長が生前に介護していた母親の自宅を改修して利用している。「ケアラーズカフェ」ではあるがテーマ、対象ともに多様なプログラムを揃える。例えば、一般客の利用も多い毎週火～木曜日の「ケアラーズ&オレンジカフェ」（昼食提供）、月1回の「介護者のおしゃべり会」、専門職の参加も多い「夜カフェ」、カラオケや体操などを行い元気な高齢者も集う「いきいき元気くらぶ」、当事者と家族が集う「認知症本人会」など。

布川理事長自身、母親の介護の時期に、介護に関して自分だけで抱え込み過ぎて介護うつに陥ったこともあると話す。それで、介護者同士が話したり、気持ちを共有できたりすることの必要性を感じたのが取り組みの端緒だった。

「自分だけではできない。ネットワークが必要だと思いました」と布川理事長。専門職による定期的な相談日も多い。ケアマネジャー、看護師、管理栄養士、リハビリ職、地域包括の職員など。相談日は「ケアラーズ&オレンジカフェ」実施日に設定。他の客に混じって食事したりしている専門職に、相談したい人は相談できる。

1月の「介護者のおしゃべり会」では、「日中独居で離れて暮らす認知症の母親が不安な気持ちで職場に電話をかけてくることもあり、何とか対応したいと思っている」と話す初参加の女性がいた。そこで、他の参加者が聞き役になったり、親やパートナーの認知症をどう受け止めるか、など参加者が自分の思いを話したりして2時間を過ごした。

◀「みちくさ亭」。手前のベンチは地元の小学生と一緒に作った

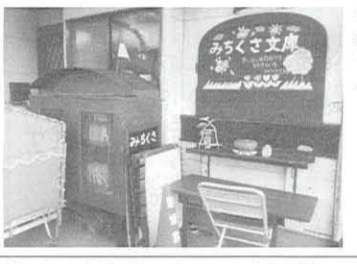

◀玄関横に設置されたミニ図書館コーナー

介護に関わる家族や当事者の利用内訳で、認知症は7割程度と多い。その中で、認知症の人へ作業の提供を行うケースも出る。例えば、現在ボランティアに週3日来ている若年性認知症の男性は、昼食で訪れた一般客が「近所で気になる人がいる」と当時同居の娘と共に連れてきたのがきっかけ。それでウェイターの作業を提供することになった。他に掃除や農作物栽培の作業などを提供したケースも。逆に、「家族の方がボランティアで参加して、ご本人はそのそばにいたり、というケースもあります」と布川理事長。

最寄駅から徒歩17分程度の田園の中という立地で、もともと半径2キロ圏外から車で来る人が多かったという。そこで近隣の人がもっと来やすくなるよう、連携する千葉大学と筑波技術大学の学生らの協力も得て、玄関周りや庭のリフォームなどにも取り組んだ。その効果もあってか、「近隣からの徒歩や自転車の方も増え、年齢層も広がりました」と布川理事長。「2月からは介護者のおしゃべり会の日に『娘の会』も開始予定です」と話した。

新たな地域包括ケアの取組み
～多世代コミュニティ・共生社会を考える～

コミュニティネット
代表取締役 須藤 康夫

1952年東京生まれ。あいおいニッセイ同和損害保険にて医療や介護の保険開発や新規事業に従事し、最後の10年間はMS&AD基礎研究所の社長として過ごす。研究論文や編集刊行物に「有料老人ホームの歴史と展望」、「米国の医療保険」、「オランダの医療保険」、「介護施設のBCP」、「病院のBCP」など。研究所時代に東日本大震災があり、津波から要介護者や障がい者を救うための特殊担架ボートを開発。

第18回 戦時下の社会福祉

中央集権的な統制型福祉への移行

前回、かつての「養老院」ヲ統制運用スル」ことを目には、現在の公的介護保険制度に例えれば、介護の財源の50%が地域住民の拠出で運営されていて、当時相当な地域の助け合いやボランティア活動が存在していたことをお伝えしました。

その後、1931年に満州事変が勃発し、38年、「国防目的達成ノ為国ノ全力ヲモットモ有効ニ発揮セシムル様人的及ビ物的資源の体力を国家目的の達成、戦争遂行のため集中させる時代になったのです。

同法により国家統制の対象とされたものは、労働問題、物資統制、金融・資本統制、カルテル、価格一般、言論制限ですが、福祉分野でも「救護法」とは別に、中央集権的な「社会事業法」が創設されました。

同時に、国民の体力向上を目指し、陸軍の後押しもあって、内務省社会局・衛生局を中心として、厚生省が設置されました。そして、福祉施設等の社会事業の開業・廃止には届出が義務付けられるとともに、主務大臣は事業の経営者が不適切な場合に、事業を禁止または制限できることが定められたのです。このように、国家統制的な制度が広まる中で、日本国民の意識もまた、お国のためという国家中心への傾向とともに、公共的な活動は全て国が管理・執行するという考え方が受け入れられていきます。

「国家総動員法」およびその関連法規は戦中の戦争遂行型・全体主義的法律にもかかわらず、戦後GHQの我が国の占領政策は、あくまで日本政府を介した間接統治を採ったため、その経済法規的部分のほとんどが温存されました。すなわち、直接徴収税制度や、各主要業種別の業法による統制的な産業形態、終身雇用・年功序列の労使関係等、戦後の高度経済成長期に欧米諸国から日本経済の特殊性として指摘され、非難されることになる産業システムは、この「国家総動員法」から生まれました。

我が国の福祉も、地域分散・分権型の社会福祉から中央政府の統制型福祉への移行は、国家権力を背景に進められた産業報国会と同様、「社会事業法」により遂行されました。「社会事業法」自体は福祉法の性格を弱めるものではありませんでしたが、それまで県や市町村で行ってきた地域相互扶助の精神に基づく独自の福祉政策、地域住民の自主的な福祉ボランティア活動を減少させ、中央集権的な国家統制が色濃く現れていきました。

認定調査員 要件を緩和

厚生労働省老健局老人保健課は3日、要介護認定調査を4月以降、ケアマネジャー以外にも認める方針を都道府県に向けて通知した。

同省は4月までに介護保険法施行規則や関係通知の改正を行う予定。改正後は新たに「保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」で認定調査員研修を修了しており、「介護に係る実務経験5年以上」か「認定調査の従事経験1年以上」の要件を満たすことが必要。具体的には、医師、薬剤師、看護師、社会福祉士、介護福祉士などの有資格者が対象になる。なお、指定市町村事務受託法人における認定調査は従来通りケアマネが行う。

要介護認定に関しては、現場を担う調査員不足が深刻化。厚労省は認定調査員の要件緩和とともに、更新時の有効期間を最長で48ヵ月まで延ばす方針を固めている。

大・中規模の有料老人ホームの運営・管理責任者様向け
TSUZUKI
Make New Value その先へ
働き方改革を実現する！
KitFit SilverLand
介護職スケジューラ 業界初
✓介護スケジュールを簡単作成！
✓作業効率化・作業漏れ防止に！
✓介護職員の業務量を適正化！
※ 勤務表作成ソフトではありません
都築電気株式会社
TSUZUKI DENKI CO.,LTD.
Tel: 03-6833-7709
E-mail: webinfo@tsuzuki.co.jp